

契約後 V E 提案方式試行要綱

(平成 1 1 年 6 月 1 6 日 監－9 3 6)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事について「契約後 V E 提案方式」（以下「契約後 V E」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「契約後 V E」とは、建設工事の契約後に、受注者から、発注者が設計図書等に指定した施工方法等（以下「標準案」という。）に対し、コスト縮減が可能となる施工方法に関する技術提案（以下「V E 提案」という。）を受け付け、発注者の審査で承認された場合、その V E 提案を基に工事の施工等を行う方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 契約後 V E の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、民間における技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有するもので、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものとする。

なお、対象とされた工事については、契約後 V E 方式である旨を契約書で明記するものとし、追加すべき項目の記載例を別紙に示す。

(工事の選定等)

第 4 条 工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、入札審査会（一般競争入札に付す工事にあつては入札審査委員会、条件付き一般競争入札に付す工事にあつては入札参加資格の設定の審議を行う入札審査会等、指名競争入札に付す工事にあつては指名業者の選定等を行う入札審査会等をいう。以下同じ。）が行うものとする。この場合において、契約担当者は、あらかじめ、技術提案を求める範囲に関して秋田県入札制度適正化推進委員会（以下「適正化委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(対象工事に係る周知)

第 5 条 発注する工事が契約後 V E の対象工事であることについての周知は入札公告（指

名競争入札にあっては指名通知。以下同じ。)において次の事項を明示することにより行うものとする。

- (1) 当該入札公告に係る工事が契約後 V E の対象工事であること。
- (2) 契約後に、標準案に対し、それと異なる施工方法等に関して V E 提案を受け付けること。
- (3) 審査の結果、V E 提案が採用されない場合があること。
- (4) V E 提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合はその後の工事において無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。
- (5) 発注者が V E 提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った契約者の責任が軽減されるものではないこと。

(V E 提案書の提出)

第 6 条 契約者が V E 提案を行う場合は、その内容を明示した契約後 V E 提案書（様式第 1 ～ 4 号）を提出するものとする。

- 2 契約後 V E 提案書の提出期限は、原則として、契約締結の日から当該提案に係る部分の工事に着手する 30 日前までとし、工期設定において 15 日間以上の提案準備期間が確保されるよう配慮するものとする。
- 3 契約後 V E 提案書を提出する回数は原則として 1 回とするが、工事の実状に照らし適宜提出できるものとする。
- 4 提出された V E 提案書は、次により取り扱うものとする。
 - (1) V E 提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (2) V E 提案書の返却及び公表は行わないものとする。
 - (3) V E 提案書の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。

(提案の審査等)

第 7 条 V E 提案の審査及び採否の決定は、契約担当者が行うものとする。この場合において、契約担当者は、あらかじめ、V E 提案の評価に関して適正化委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 審査にあたっては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性を評価するもの

とし、必要に応じて、受注者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

（提案の採否の通知等）

第8条 契約担当者はV E 提案の採否について、V E 提案採否通知書（様式第5号）により、V E 提案書の受領後14日以内に通知するものとする。ただし、契約者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2 契約担当者は、V E 提案が適正と認められなかった場合において、その採用しない理由を付記して通知するものとする。

（設計変更等）

第9条 V E 提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、契約担当者は設計図書の変更を行なうものとする。

2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、契約担当者は必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3 前項の規定による請負代金の変更は、V E 提案により請負金額が低減すると見込まれる金額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

4 V E 提案が適正と認められた後、契約事項第18条の条件変更が生じた場合、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

また、契約担当者は、V E 提案が採用された後、契約事項第18条の条件変更が生じた場合、契約者に対してV E 提案に対する変更提案を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成11年6月16日から施行する。

附 則（平成12年5月1日建管－333 一部改正）

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日建管－2795 一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日建管－2545 一部改正）

この要綱は、平成18年3月28日から施行する。

附 則（平成１８年９月２９日建管－１３０７ 一部改正）

この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月２９日建管－２４２３ 一部改正）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２９日技管－６４６ 一部改正）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(別 紙)

(設計図書の変更に係る乙の提案)

第19条の2 乙は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、甲に提案することができる。

2 甲は、前項の規定に基づく乙の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(様式第 1 号)

提出日： 年 月 日

契 約 後 V E 提 案 書

(発注者) あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名

契約事項 19 条の 2 に基づき V E 提案書を提出します。

工事名： (工事番号)	連絡者 氏 名 T E L F A X	
V E 提案の概要		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		
V E 提案の詳細 (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比等 (様式－ 3) (2) V E 提案による概算低減額及び算出根拠 (様式－ 4) (3) その他詳細資料及び図面		

【記載上の注意】(1) 記入欄が不足する場合には、「様式－ 1 の 2 」のように追記して下さい。

注) 概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです

(様式第 2 号)

(契約後 V E 用)

番 号	項 目 内 容
-----	---------

(1) 設計図書に定める内容と、V E 提案の内容の対比

【現状】 ----- 略図等

【改善案】 ----- 略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法 (材料、仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

(様式第 4 号)

(契約後 V E 用)

番 号	項 目 内 容
-----	---------

(1) 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

(その他)

(様式第5号)

号

年 月 日

契約後 V E 提案採否通知書

住所

商号又は名称

代表者氏名 様

(契約担当者)

年 月 日付けで提出された V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

[illegible]

(参考)

契約後 V E フロー

【条件付き一般競争入札（知事契約）の場合】

入札フロー

意見の聴取

